

平成 27 年度事業報告書

(平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日)

組 織 関 係

会 員 数(平成 27 年 12 月 31 日現在)

平成 27 年度会員数 542 社、加入率 50.1%(管内法人数 1,081 社)前年比 0.6%

平成 26 年度会員数 557 社、加入率 50.7%(管内法人数 1,099 社)

全道会員数 (H27)33,261 社、加入率 30.2%(道内法人数 110,067 社)前年比 1.0%
(H26)34,131 社、加入率 31.2%(道内法人数 109,511 社)

表 彰 関 係

道法連功者労表彰 理事 近 藤 清 秀 氏(和寒支部)【単位会役員功労者表彰】

道法連功者労表彰 理事 菅 原 清一郎 氏(朝日支部)【単位会役員功労者表彰】

事 業 ・ 大 会 ・ 会 議 等 の 実 施 参 加

(1) 税知識の普及を目的とする事業【公 1】

税務研修会

・会員をはじめ企業や市民に、税への理解を深め正しい税知識を身につけてもらうことを目的に実施。

日時	場所	参加(内一般)	内 容	支部・部会
4/20	名寄市	18名(0)	「マイナンバー制度の概要について」 講師：大野 悟 氏	風連
5/14	美深町	28名(5)	「マイナンバー制度の概要について」 講師：大野 悟 氏	美深
20	和寒町	19名(0)	「マイナンバー制度の概要について」 講師：大野 悟 氏	和寒
21	下川町	17名(0)	「マイナンバー制度の概要について」 講師：大野 悟 氏	下川
25	士別市	13名(0)	「マイナンバー制度の概要について」 講師：大野 悟 氏	朝日
28	剣淵町	10名(0)	「マイナンバー制度の概要について」 講師：大野 悟 氏	剣淵
6/3	名寄市	11名(3)	「マイナンバー制度の概要について」 講師：大野 悟 氏	名寄
4	名寄市	6名(0)	「マイナンバーズ制度について」 講師：荒 格夫 氏	青年
9	名寄市	21名(3)	「マイナンバーズ制度について」 講師：荒 格夫 氏	女性
24	名寄市	52名(15)	「マイナンバーズ制度について」 講師：荒 格夫 氏	本会
11/17	士別市	22名(2)	「税の役割と税務署の仕事」 講師：荒 格夫 氏	士別
12/1	士別市	27名(4)	「マイナンバー制度の概要について」 講師：大野 悟 氏	士別

租税教育事業

- ・小中学生を対象に、税の仕組み等を理解してもらうために実施。
(税に関する本、グッズ等も併せて配布)

日時	場所	参加	内 容	支部・部会
11/4	名寄市	18名	名寄東小学校「租税教室」 講師：吉田 素子 氏	女性

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業【公1】

税の広報活動

- ・ラジオCM(税を考える週間)や税のパンフレットなどを配布し市民へ税情報を発信。

日時	場所	内 容	支部・部会
7/28	中川町	税の啓発パンフレット等の配布	中川
9/12	全域	税の啓発パンフレット等の配布	青年・女性
19	名寄市	税の啓発パンフレット等の配布	風連
10/9	剣淵町	税の啓発パンフレット等の配布	剣淵
12	士別市	税の啓発広告	士別
11/11	下川町	税を考える週間絵画展	下川
1~3	名寄市	税を考える週間ラジオCM(税情報発信)	本会
2/16	士別市	確定申告啓発広告	士別

税に関する絵はがきコンクール

- ・小学生高学年を対象に、税に関する絵はがきコンクールを募集。

日時	場所	内 容	支部・部会
7/中	名寄市	名寄市内小学校10校へ672枚配布(応募数37枚)	女性

広報誌・ホームページによる税情報の発信

- ・ホームページや啓発用小冊子などを配布し会員をはじめ企業や市民へ税情報を周知。

日時	場所	内 容	支部・部会
11/25	名寄市	年末調整のしかた	本会
随時	全域	税のしるべ、税の小冊子、HP掲載	本会・8支部

(3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業【公1・他1】

税制改正に関する提言及び要望活動への参加

- ・税制に関する意見要望を、全法連・道法連へ上申する。

日時	場所	参加	内 容	支部・部会
9/11	岩見沢市	26名	第52回岩見沢大会	本会・7支部

北海道法人会青年の集いへの参加

- ・青年経営者が集い、税制や地域社会などの健全な発展を目指し意見・情報交換を行う。

日時	場所	参加	内 容	支部・部会
6/26	千歳市	3名	第52回千歳大会	青年
11/19	茨城県	1名	第29回全国青年の集い茨城大会	青年

北海道法人会女性部会全道大会への開催・参加

- ・女性経営者が集い、税制や地域社会などの健全な発展を目指し意見・情報交換を行う。

日時	場所	参加	内 容	支部・部会
11/10	名寄市	31名	第16回名寄大会(来賓29、全道会員370)	女性

(4) 地域企業の健全な発展に資する事業【公2】

経済、経営、環境、健康問題等に関する研修会

・会員をはじめ企業や市民を対象に、経済・経営などをテーマとした講演会等を開催。

日時	場所	参加(内一般)	内 容	支部・部会
7/ 6	士別市	49名(11)	「マイナンバー制度開始までに企業がすべき 実施対応セミナー」 講師：荒木 秀 氏	士別
1/22	名寄市	133名(102)	新春特別講演会 「地域から日本を変える」 講師：伊藤聡子 氏	6支部・2部会
2/16	名寄市	17名(15)	経営セミナー 「YouTube 動画活用で売上を劇的に 伸ばす方法」 講師：菅谷信一 氏	名寄・青年
24	士別市	107名(27)	特別講演会 「どうなる！今後の日本の政治経済～報道の 最前線から見た2016年の展望」 講師：岩田公雄 氏	士別
3/25	名寄市	20名(8)	経営セミナー 「女性脳！男性脳！違いがわかれば 経営が変わる！」 講師：西野陽子 氏	女性

(5) 会員の交流に資するための事業【他1】

支部、部会交流会

・支部、部会の行事を通じて会員相互の情報交換と交流を目的として実施。

日時	場所	参加	内 容	備考
6/14	浜頓別町	9名	釣り大会	中川
7/4	札幌市	17名	研修会	和寒
21	美深町	15名	パークゴルフ大会	美深
27	士別市	18名	ゴルフ大会	士別
9/8	士別市	14名	パークゴルフ大会	士別
12	名寄市	4名	パークゴルフ大会	風連
13	名寄市	13名	ゴルフ大会	中川
17	士別市	7名	パークゴルフ大会	朝日
1/29	美深町	18名	新年会	美深

(6) 会員の福利厚生等に資する事業【他1】

大同生命・AIU・アフラック・三井住友海上

・会員企業の福利厚生制度の充実と安定化のために制度の案内・周知を図る。

日時	場所	参加	内 容	備考
6/4	名寄市	6名	各種保障制度説明	青年
24	名寄市	20名	各種保障制度説明	本会
12/17	名寄市	23名	各種保障制度説明	本会

(7) その他本会目的を達成するために必要な事業【他1・管理】

新規会員の加入促進

・会組織強化を目的に、公益事業を支える会員間の仲間づくりや事業参加の増加に繋げる。

諸会議の開催等

・会組織の充実を図るために、本会・支部・部会で諸会議を開催するとともに、道法連等で開催する会議へ参加し情報交換や交流を深め連携を図る。

日時	場所	参加	内 容	支部・部会
4/16	士別市	5名	幹事会	士別
20	名寄市	8名	役員会	風連
20	名寄市	18名	平成27年度事業報告会	風連
22	士別市	11名	理事会	士別
27	士別市	2名	監事会	士別
30	下川町	7名	役員会	下川
5/1	中川町	6名	役員会	中川
1	美深町	9名	役員会	美深
8	札幌市	1名	青連協第1回正副会長会議	青年
12	和寒町	5名	役員会	和寒
14	美深町	23名	平成27年度事業報告会	美深
19	士別市	45名	平成27年度事業報告会	士別
20	和寒町	36名	平成27年度事業報告会	和寒
21	士別市	5名	役員会	朝日
21	下川町	17名	平成27年度事業報告会	下川
25	士別市	14名	平成27年度事業報告会	朝日
27	中川町	15名	平成27年度事業報告会	中川
28	剣淵町	4名	役員会	剣淵
28	剣淵町	16名	平成27年度事業報告会	剣淵
29	札幌市	1名	青連協定時総会	青年
6/ 3	名寄市	8名	平成27年度事業報告会	名寄
4	名寄市	6名	平成27年度事業報告会	青年
5	札幌市	1名	道法連事務局連絡会議・研修会	本会
9	名寄市	18名	平成27年度事業報告会	女性
9	札幌市	1名	道法連平成27年度通常総会	本会
24	名寄市	20名	第1回理事会	本会
24	名寄市	44名	平成27年度定時総会	本会
25	名寄市	15名	女性部会全道大会第1回実行委員会	女性
25	名寄市	5名	租税教室講師養成研修	女性
26	千歳市	1名	青連協第3回正副会長会議	青年
7/ 2	下川町	7名	租税教室事業見学会(下川中学校)	女性
27	士別市	5名	幹事会	士別
28	札幌市	1名	道法連事業研修委員会	本会
9/20	剣淵町	4名	合同パークゴルフ大会	剣淵

30	札幌市	1名	女連協部会長会議	女性
10/5	名寄市	15名	女性部会全道大会第2回実行委員会	女性
26	名寄市	15名	女性部会全道大会第3回実行委員会	女性
11/13	士別市	5名	幹事会	士別
12/16	札幌市	1名	事務局連絡会議	本会
17	名寄市	23名	第2回理事会	本会
2/3	札幌市	1名	青連協第7回正副会長会議全道部会長会議	青年
18	札幌市	1名	道法連事業研修委員会	本会
25	札幌市	1名	道法連組織委員会	本会
26	和寒町	2名	正副会長会議	和寒
3/9	札幌市	1名	道法連広報委員会	本会
24	名寄市	7名	役員会	青年
25	名寄市	8名	女性部会会議	女性
29	名寄市	23名	第3回理事会	本会

税の意見交換会

- ・今後の税制のあり方について税務署・関係税務団体との意見交換を行う。

第51回北海道法人会全道大会 大会決議

わが国経済は、長引くデフレからの脱却に向け徐々に明るさを増しているが、北海道への拡がりまでには至っていない。インバウンド需要やプレミアム商品券など政策面での押し上げ効果が期待されるものの、円安による輸入原材料の高騰、電力問題、さらには人件費の引き上げ等、本道中小企業は先行きに不安を抱え、景気回復を実感できずにいる。

地方創生が叫ばれる今日、国や北海道は、地域経済の担い手である中小企業の事業展開を支援し地域経済の活力を引き出せる税制、政策を講ずることが重要である。

法人税実効税率20%台並びに中小法人の軽減税率の引き下げ、更には事業承継の円滑化に資する税制措置の更なる充実が求められる。法人税減税分を穴埋めするため、課税ベースの拡大として政府が検討している外形標準課税の中小企業への適用拡大については、雇用維持を阻害する要因であり断固反対する。

消費税率の再度引き上げに当たっては、事業者の事務負担、税制の簡素化などの観点から単一税率が望ましく、インボイスについては、単一税率であれば現行方式で十分対応できるものであり、導入の必要はない。一方、少子・高齢化が進展する中で、社会保障と税の一体改革においては、事業主負担に大きく依存した社会保険料の見直しを図り、給付と負担のバランスを踏まえた一体的な見直しを行うよう要望する。

公益法人としての法人会は、税のオピニオンリーダーとしての自覚を發揮し、活力ある中小企業の復活に向けた税制改革を希求し、併せて、魅力ある地域経済の構築と社会貢献事業を推進するために、全力を傾注することを全道30法人会の総意として以上、決議する。

平成27年9月11日

第52回北海道法人会全道大会

平成 28 年度税制改正提言事項

基本的な課題

我が国経済の再生に向けて、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環の拡大を図ることにより、民間の経済活動をより活性化し、中長期的に持続する成長メカニズムを構築することが急がれる。

加えて、少子高齢化やグローバル化の進展など社会構造の変化への対応など、山積する諸課題に広く対処していく必要がある。

国・地方の行財政改革の一層の推進と、持続的な経済成長と社会保障制度の確立のための税制改革、租税負担と社会保障のあり方や地域の真の自立に向けた諸課題に対応した抜本的な税制改革の推進について強く求めるものである。

中でも、地域経済の担い手である中小企業の活性化なくして我が国経済の再生はあり得ずとの視点から、中小企業の潜在的な成長力を高め、かつ活性化に資する政策の確立を強く求める。

第 1 法人課税について

1. 法人税率の引き下げ

平成 27 年度の税制改正を初年度とし 2 年で法人実効税率を 3.29% 引き下げることを決定、以後数年で、20% 台まで引き下げることを目指すこととなった。

しかし、周辺アジア諸国は既に 20% 台であり、国際競争力の強化、国内産業の活性化や立地競争力の強化の観点から早期に諸外国並みの 20% 台を実現するよう求める。

2. 課税ベースの拡大について

欠損金の繰越控除制度を縮小しないこと

中小企業の経営は不安定な状況にあり、赤字を翌期以降の黒字と相殺できる繰越控除制度は中小企業においては、欠かせない制度である。欠損金の繰越控除制度は控除期間を現行の 9 年から延長する一方、毎年度の上限額は引き上げる見直しを示しているが、上限の引き下げについては、中小企業の経営安定に大きな影響を与えかねないため、控除限度額の引き下げには断固反対する。

外形標準課税の拡大反対

平成 27 年度税制改正では、中小企業への影響を配慮し大法人を中心に法人税改革を行なうこととなり、中小法人課税については今後の検討課題となった。

円安による原材料費の高騰や人材不足による人件費の高騰により、地域経済と雇用の 70% を支える中小企業の経営環境は依然として厳しい。そのような中、特に従業員給与に課税する外形標準課税の拡大は、中小企業の事務負担が増大し、賃金引き上げや雇用維持に悪影響を与え、地域経済再生に逆行するものであり、中小企業への課税強化には断固反対する。

3. 中小企業軽減税率の引き下げ

平成 27 年度の税制改正において、中小企業軽減税率(特例 15%)の適用期限が平成 28 年度末まで 2 年延長された。

我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、中小企業軽減税率については、本則化するとともに、一層の引き下げを求める。

また、昭和 56 年以来、課税所得 800 万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額について、大幅な引き上げ(1,600 万円)を求める。

4．政策税制措置の拡充・恒久化

中小企業投資促進税制の拡充・恒久化

平成26年度税制改正において、中小企業投資促進税制の拡充・延長が行われたが、中小企業は、大企業に比べ財務基盤や資金調達力が弱く、中古設備によって設備投資を行なう企業が多い。中小企業の生産性向上・競争力強化を図るために、モデル要件を廃止し中古設備も適用対象とするなど対象設備の拡大、価格要件の緩和等、中小企業投資促進税制の更なる拡充および恒久化を求める。

少額減価償却資産特例の拡充・恒久化

少額減価償却資産の全額即時損金算入制度について、取得価格10万円未満から20万円未満に引き上げを求める。

また、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例については、平成26年度税制改正において適用期間の延長がはかられたが、中小企業の償却資産管理や納税等の事務負担を軽減する制度として中小企業の利用頻度が高く、既に定着していることから恒久化を求める。

そして更なる利便性・効率性の向上、設備投資促進の観点から、取得価格の引き上げおよび取得合計額の上限(300万円)撤廃を求める。

生産性向上設備投資促進税制の拡充・延長

生産等設備の更新を促進して生産性の向上を図るとともに、国内における設備投資需要を喚起する観点から、生産性向上設備投資促進税制の拡充(対象設備の拡大等の要件の緩和、特別償却や税額控除の拡大等)および延長を求める。

5．交際費課税制度の見直し

平成26年度税制改正では、中小企業の特別措置(損金不算入割合の撤廃、定額控除限度額800万円)の適用期限が2年延長(平成28年3月末まで)された。また、資本金規模にかかわらず飲食のために支出する費用の額の50%を損金算入できる措置も創設された。

交際費は、本来、経費性があり、損金性が認められるものであるとし、税制の見直しを求めてきたが、適用中小企業の範囲(資本金1億円以下の法人)に合理性がなく、中小企業基本法の定義に拡大すべきである。また、こうしたことから、租税特別措置としてではなく、本則化するよう強く求める。

6．役員給与の損金算入の拡充

役員給与の取扱いについて、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与以外については損金不算入とされているが、利益連動給与について同族会社は損金算入適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で損金算入を認めるべきである。

また、定期給与の改定については、特別の事情があると認められない限り3ヶ月を経過すると認められないが、経済変動が激しい実態に照らし、年度途中での改定を認めるべきである。

第2 所得課税について

1．所得税のあり方

(1) 基幹税としての機能回復を図るべき

所得分配機能の回復などの観点から、平成25年度税制改正で最高税率の引上げ(課税所得4,000万円超について45%)、平成26年度税制改正では、給与所得控除の上限引き下げ(給与所得1,000万円超、上限220万円)等の改正が行われた。

主として高所得者に対する課税強化が行われたが、納税者の6割以上は最低税率である5%が適用されている状況である。

基幹税としての財源調達機能を回復するためにも所得税・住民税を広く国民全体で負担していくことが重要である。

2. 各種控除制度の見直し

各種控除制度は、社会構造の変化に対応した合理的なものに見直す必要がある。特に人的控除については、累次の改正で複雑化していることから整理・合理化を図るよう求める。

パート労働者の勤務時間の短縮など女性の働く意欲を削いでいるといわれている配偶者控除などの見直しにより税負担が急激に増えることは避けるべきであり、他の控除の見直し等も検討すべきである。

3. 少子化対策

少子化対策は、国が政策として取り組むべき需要課題であることから、保育所の充実など、本来的には財政・行政面での総合的な施策を講じることが肝要であり、その一環として税制の果たす役割も大きい。税制上の支援措置(子育て支援等)を含めた総合的な施策を講じるよう求める。

第3 資産課税について

1. 相続税

相続税等の見直し

平成25年度税制改正において基礎控除の引き下げとともに最高税率を55%に引き上げる等税率構造の見直しが行われた。急激な負担増を招くことが推察されることから、相続税の課税強化は行うべきではない。

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における事業用宅地の適用対象面積についてはさらなる拡大を求める。

また、少子化対策の観点から、法定相続人1人あたりの控除額600万円の引き上げを求める。

2. 贈与税

贈与税の基礎控除の見直し

贈与税については、若年世代への資産移転を促し、その有効活用を図る観点から、これまで、直系尊属に対する税率構造の緩和、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置などが講じられている。

贈与税は経済の活性化に資することから、基礎控除(110万円)の引き上げについて求める。

相続時精算課税制度の拡充

相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもとに行われることになっているが、相続が発生し、生前贈与した財産の評価額が下落していた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるよう求める。

また、その場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が受けられるようにすべきである。

3. 事業承継税制

相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

納税猶予制度の改正は、平成25年度税制改正において、適用要件の緩和や手続きの簡素化など、制度の大幅な改善が図られた。

しかしながら、中小企業の本税制のさらなる利用促進を図るためには残された課題は多く、中小企業の円滑な事業承継を図る観点から次の要件の見直しを求める。

- ・相続税の納税猶予割合の100%への引上げ
- ・発行済議決権株式の総数上限(3分の2)の撤廃
- ・相続税の納税猶予制度取消の場合の延納・物納の認可
- ・贈与税納税猶予が取り消された場合に相続時精算課税制度の選択を認める措置の創設
- ・雇用確保要件を「5年間平均で8割以上確保」を「5年間平均で5割以上確保」とする。

- ・会社の事業資金の担保に提供している土地・建物も、相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。

事業用財産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

平成27年1月から施行されるが、わが国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置に留まっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

特に、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離して課税し、非上場株式を含む事業用財産を軽減あるいは控除する制度の早期創設を強く求める。

第4 消費課税について

軽減税率導入問題

平成27年度の税制改正大綱において、平成27年10月に予定していた消費税率10%への引き上げ時期が平成29年4月に変更され、軽減税率制度については平成29年度からの導入を目指して具体的な検討を進めることとなった。

軽減税率制度については、社会保障制度財源の毀損、対象品目の線引きにおける混乱、高所得者にも恩恵がおよび低所得者対策としては非効率、インボイス導入等煩雑な事務の増加等多くの課題が指摘されている。特に中小企業者にとっては事務・コストにおいて極めて負担が大きいことから軽減税率の導入は避けるべきである。

なお、価格転嫁についても支障が生ずることがないように、引き続き取引実態の把握・監視の強化を求める。

第5 地方税制について

1. 固定資産税

固定資産税の抜本的見直し

固定資産税に対しては、長期的な地価の下落にもかかわらず、負担感が高いとの声が多い。また、国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制の一元化等評価方法および課税方式の抜本的見直し（宅地評価の収益還元価格での評価等）を求める。

固定資産税の免税点の引き上げ等

固定資産税における減価償却資産の免税点150万円の引き上げ及び「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」を適用して取得した資産について、中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減、事務効率化の推進、設備投資の促進により中小企業の活性化を図るため、固定資産税免除の創設を求める。

2. 事業所税の廃止

平成15年度税制改正において新增設分に対して課せられる事業所税は廃止されたが、「事業にかかる事業所税」は存続している。事業所税自体が固定資産税と二重課税的な性格を有すること、市町村合併の進行により課税対象が拡大することなどから廃止を求める。

3. 法人住民税の超過課税の解消

地方税における法人住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を対象として課税されており、十分な説明もないまま恒久的に課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきではなく、行財政改革の推進の観点からも速やかに解消するよう求める。

4．法人に対して安易な法外目的税を課すべきではない

法定外目的税は、環境対策の観点から導入されている場合も多いが、こうした独自課税の実施に当たっては、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、法人企業に対して安易な課税は行わないよう求める。

5．申告納税の合理化

情報の流れもあり、行財政改革の推進と納税者の利便、事務負担の軽減を図るため、国税と課税対象を同じくする法人事業税・都道府県民税等の申告について地方消費税の執行同様に一層合理化を諮るよう求める。

第6 その他

1．電子申告について

更なる利用促進に向けて、制度の一層の利便性向上を図るとともに、地方税の電子申告（e-LTax）との一体化の検討、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度の創設等の税制措置を求める。

2．社会保険料の法人負担分の減額

社会保障と税の一体改革において、事業主の負担に大きく依存した社会保障制度の見直しなど給付と負担のバランスを踏まえた一体的な見直しを求める。

3．寄付金の損金等算入額の拡大

寄付金の損金算入限度額の計算については、現在、資本基準と所得基準とにより計算されている。資本基準は、資本金と資本準備金等の合計額を基準に計算されているが、この基礎となる合計額は、会社法の施行により最低資本金制度が廃止されたこと、資本金等を有する普通法人以外の法人には適合しないことなど必ずしも法人等の本来的な財務能力（寄付能力）を表していない。そこで、資本基準を廃止し、純資産基準を基礎に計算を行うべきである。

また、所得基準を拡大するほか、最低損金算入限度額を保証し単年度の所得がマイナスであっても一定額の寄付金の損金算入を認めるべきである。

指定寄付金の拡充について、今日企業には、社会貢献の一環とした利益還元が求められる時代となっており、公益法人やNPO法人等に対する寄付金で社会貢献に資すると認められるものについては、積極的に指定寄付金とするなど指定寄付金の拡充を図るべきである。

4．印紙税の廃止

印紙税は流通取引に付随して行われる特定文書の作成行為を捉えて課税するものであるが、文章の作成行為自体担保力があるとは考えられない。また、近年の電子商取引の発展により電子決済やペーパーレスが進んでいるが電子文書は印紙税法上、課税文書に該当せず課税の公平性が損なわれていることなどから印紙税は廃止すべきである。

5．マイナンバー[社会保障・税番号制度]

行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現する等メリットは大きいですが、個人情報流出や悪用への対応や費用対効果が課題となる。個人情報の管理に万全を期し、コストの明確化により、国民の納得と理解を得ながら推進するよう求める。

また、事業者に対して過度なコストや事務負担とならないよう柔軟な運営と必要な助成を求める。